

# 船舶事故調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月23日 03時40分ごろ
発生場所	島根県 <sup>おき</sup> 隠岐の島町赤埼 隠岐加茂港沖防波堤灯台から真方位047°240m付近 (概位 北緯36°10.5′ 東経133°16.9′)
事故の概要	漁船107 <sup>ゆうせい</sup> 祐生丸は、北東進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 107祐生丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2751（漁船登録番号）、祐生水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷、魚群探知機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、中型まき網漁の灯船であり、船長及び甲板員1人が乗り込み、平成30年3月22日16時30分ごろ隠岐の島町加茂<sup>か</sup>漁港を出港し、23日02時15分ごろ操業を終え、船長が操舵室の椅子に腰を掛け、約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により、帰航の途についた。</p> <p>本船は、加茂漁港の入港が間もなくとなったので、隠岐加茂港沖防波堤灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）南方沖で、約5knの速力に減速して沖防波堤灯台に注意しながら、目視により赤埼南方沖を北東進中、03時40分ごろ赤埼の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、起重機船により吊り上げられて離礁し、船長が本船に浸水がないことを確認した後、修理の目的で、自力で航行して境<sup>さかい</sup>港に入港した。</p> <p>船長は、ふだん日出後に入港することが多かったが、本事故当時、操業の都合で夜間の入港となった。</p> <p>船長は、本事故時、レーダーとGPSプロッターを作動させていたが、前面の窓に明かりの反射がある状況で、目視により沖防波堤灯台に注意していた。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、本事故時、目視のみで航行していたので、本船が変針予定場所を通過したことに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.3mであった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、赤埼南方沖を北東進中、船長が、慣れた海域であったので、目視のみで航行し、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行を続け、赤埼の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、赤埼南方沖を北東進中、船長が、慣れた海域であったので、目視のみで航行し、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行を続け、赤埼の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間入港時には、目視だけでなく、レーダー及びGPSプロッターを用いて船位の確認を適切に行うこと。</li> <li>・ 昼夜の状況に応じて、航海計器の輝度調整を適切に行うこと。</li> <li>・ 入出港時は、手動操舵とし、緊急操船に備えておくことが望ましい。</li> </ul>